

「新潟市史」等書籍販売委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、「新潟市史」等書籍販売事務を、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、下記の者に委託しましたので同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 5 月 10 日

新潟市長 中原 八一

記

徴収事務を行う施設の名称及び位置（実施場所）		徴収事務受託者
名 称	位 置	
新潟市歴史博物館	新潟市中央区柳島町 2 丁目 10 番地	新潟市中央区西堀前通六番町 894 番地 1 公益財団法人新潟市芸術文化振興財団 理事長 徳永 健一